

## 前回までの人権擁護審議会でのご意見による主な変更点

### ●前回までの人権擁護審議会でのご意見と対応

<b>【出された意見】</b>
「外見からは分からない障害」に対しての環境づくりのあり方についての追記が必要ではないか。
<b>【修正内容等】</b>
素案へ追記し、「耳マーク」、「ハート・プラスマーク」、「ヘルプマーク」の表記(P34・36)、用語説明への追記を行った。(資料 P4・5)

### ●具体的な変更内容

#### 【変更前】

○「障害者差別解消法」及び障害者週間の認知度がそれぞれ低い状況にあります。また、障害の特性や具体的なサポート方法等が認識されておらず、障害者への声掛けやサポート等の具体的な行動につながっていません。障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、共に支え合いながら安心して暮らすことができる社会をつくる必要があります。

#### 【変更後】(改訂案 P34)

○「障害者差別解消法」及び障害者週間の認知度がそれぞれ低い状況にあります。また、障害の特性や具体的なサポート方法等が認識されておらず、障害者への声掛けやサポート等の具体的な行動につながっていません。特に、外見からは分かりにくい内部障害(資料P3)や発達障害(資料P4)などは、周囲から障害があることを理解してもらえないこともあります。

### (改訂案 P36)

#### ○ 障害者差別解消法が施行されました。

#### ◇法律が制定された社会的背景

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度整備の一環として制定されました。

#### ◇障害者差別解消法のポイント

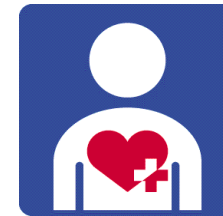
##### 「不当な差別的取り扱いの禁止」

役所や会社、お店などの事業者が、障害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

##### 「合理的配慮の提供」

役所や会社、お店などの事業者に対して、障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応することが求められています。

《外見からは分からない障害などに関係するマークの一例》



ハートプラスマーク (資料P4)



ヘルプマーク (資料P5)



耳マーク (資料P5)

### 【用語解説】(改訂案 資料 P4・5)

#### ハートプラスマーク

内部障害者を示すマークとして、特定非営利法人ハート・プラスの会が奨励しているマーク。身体内部(心臓、呼吸器機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は、外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがある。

#### ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都福祉保健局が作成したマーク。

#### 耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークで、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会において啓発を行っている。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮が必要。